

許可番号06521054519

複写厳禁

優良

産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府京都市伏見区横大路千両松町9番地1

氏 名 日本ウエスト株式会社 代表取締役 長田 和志
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門 川 大 作



許可の年月日 令和 2年 7月 31日

許可の有効年月日 令和 9年 7月 30日

1. 事業の範囲

中間処理 (破碎・選別・圧縮固化・堆肥化)

- | | | | |
|---------|-------------|-----------|----------|
| (1) 破 碎 | ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪ | (3) 圧縮固化 | ①②③④⑤⑥⑦⑧ |
| (2) 選 別 | ③④⑤⑥⑧⑨⑩⑪ | (4) 堆 肥 化 | ②⑦ |

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ①燃 え 殻 | ⑦動植物性残さ |
| ②汚泥 (有機性汚泥に限る。) | ⑧ゴ ム く ず |
| ③廃プラスチック類 | ⑨金 属 く ず |
| ④紙 く ず | ⑩ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑤木 く ず | ⑪が れ き 類 |
| ⑥織 維 く ず | |

以上11種類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるもの並びに水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 事業の用に供する全ての施設

(1) 破碎施設Ⅰ (四軸リターン式破碎機)

設置場所: 京都市伏見区横大路千両松町9番1

設置年月日: 平成10年 7月25日

許可年月日: 平成10年 6月11日

許可番号: 第129号

処理能力: ③ 5.4 t/日(8H), ④ 2.6 t/日(8H), ⑤ 8.4 t/日(8H),
⑥ 1.8 t/日(8H), ⑧ 7.9 t/日(8H), ⑨ 17.3 t/日(8H),
⑩ 10.7 t/日(8H), ⑪ 27.6 t/日(8H)

破碎施設Ⅱ (一軸破碎機)

設置場所: 京都市伏見区横大路千両松町71番2

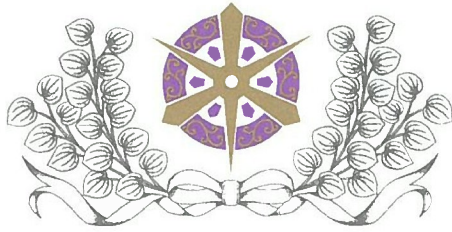
設置年月日: 平成31年 3月12日

許可年月日: 平成30年 9月 7日

許可番号: 第174号

処理能力: ① 70.0 t/日(24H), ② 70.0 t/日(24H), ③ 350.1 t/日(24H),
④ 308.1 t/日(24H), ⑤ 420.2 t/日(24H), ⑥ 168.2 t/日(24H),
⑦ 70.0 t/日(24H), ⑧ 420.2 t/日(24H)





(2) 選別施設 (磁選機, 風力選別機, 振動ふるい機)
設置場所: 京都市伏見区横大路千両松町9番1
設置年月日: 平成10年 7月25日
処理能力: 15.4 m³/日 (8H)

(3) 圧縮固化施設 I (固形燃料製造機)
設置場所: 京都市伏見区横大路千両松町8番
設置年月日: 平成12年12月 7日
処理能力: 240 m³/日

圧縮固化施設 II (固形燃料製造機)
設置場所: 京都市伏見区横大路千両松町27番1, 534番1
設置年月日: 平成15年11月10日
処理能力: 601 m³/日
(破碎施設 (一軸破碎機))
設置年月日: 平成27年 1月22日
許可年月日: 平成26年11月10日
許可番号: 第167号

圧縮固化施設 III (固形燃料製造機)
設置場所: 京都市伏見区横大路千両松町71番2
設置年月日: 平成31年 3月12日
処理能力: 1,890 m³/日 (24H)

※ 破碎施設 II (許可番号: 第174号) で処理したものを圧縮及び固化するための施設である。

(4) 堆肥化施設 (急速発酵機)
設置場所: 京都市伏見区横大路千両松町8番
設置年月日: 平成10年 7月25日
処理能力: 5000/日

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 7月31日	新規許可
平成12年12月13日	変更許可 (追加 圧縮固化)
平成15年 7月31日	更新許可
平成15年11月10日	変更届 (圧縮固化施設 II の増設)
平成20年 7月31日	更新許可
平成25年 5月 1日	変更許可 (品目追加 ①, 圧縮固化の品目追加 ①②⑦)
平成25年 7月31日	更新許可 (優良認定)
平成27年 1月23日	変更届 (圧縮固化施設 II の破碎機の入替)
平成31年 3月12日	変更許可 (破碎の品目追加 ①②⑦, 圧縮固化の品目追加 ⑧) (破碎施設 II ・ 圧縮固化施設 III の増設)
令和 2年 7月31日	更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
無

